



新しい年が始まり、早くも一ヶ月が過ぎようとしています。時の流れの速さを感じる時に、「少年老い易く学成り難し 一寸の光陰軽んずべからず」という言葉を思い出します。これは、私の中学時代の担任がよく言っていた言葉です。これと似たような言葉で、「少年学ばざれば老後に知らず」というものがあります。若い頃によく勉強しておかないと、年を取ってから、知識がないために困ることが多いから、若いうちに学問に励みなさいという戒めです。大人になってから、「学校に在籍しているうちにもっと勉強しておけば良かった」と思うことがたくさんあります。できれば、本校に在籍している児童生徒のみなさんには、卒業後に「困ったな」「もっと勉強しておけばよかったな」ということがないように、毎日の学習に精一杯取り組んでほしいと願うとともに、今年も進路ジャーナルを読んでくださっているみなさまに、より分かりやすい進路情報を提供していきたいと思っています。どうぞ、今年もよろしくお願いいたします。



覚えておくと便利な「進路に関することば」⑥



新しい年になり、高等部3年生にとっては、「社会人スタート」のときが近づいてきました。今月は卒業へ向けた準備として、2月～3月に高等部3年生全員を対象に行われる「移行支援会議」について説明します。

小学部、中学部の児童生徒のみなさんは、少し先のことになりますが、高等部を卒業する時には、みなさん自身もこの会議に参加することになりますので、ぜひ読んでみてください。

移行支援会議

移行支援会議とは、文字通り、学校から卒業後の生活へと移行する橋渡しとなる大切な会議です。卒業後の本人・保護者の願いを実現するための情報交換、支援内容の確認、支援についての役割分担を確認していくことを目的としています。進路先への引き継ぎだけでなく、卒業後の生活全般に目を向け、生徒の「願い」を関係機関で支援していくための会議です。

会議への参加者

本人及び保護者、進路先、ハローワーク（一般就労、就労継続支援 A 型のみ）、相談支援機関 市町村福祉課、他関係機関、学級担任及び進路指導担当者

会議で確認すること

- 勤務時間、休憩、通勤方法等の確認等（一般就労の場合）
- 利用開始日、利用時間、送迎、給食等の確認等（福祉サービス利用の場合）
- 福祉サービス手続きや年金、手帳等の説明等
- 相談支援機関からの支援についての説明及び確認事項等

知ってる？障害年金のこと



障害年金とは、病気やケガなどで働けなくなったり、日常生活に支障がある場合にもらうことができる年金です。障害の状態であると認定されると、年金が受け取れ、場合によっては働きながらもらうこともできます。

しかし、障害年金をもらうには、条件がいくつかあり、申請に必要な書類も多く手続きが複雑です。実際に障害年金をもらう（20歳以上）時には、市町村役場や年金事務所等に相談し、手続きを進めることとなりますが、ここでは、障害年金の種類や受け取るための条件など基本的な内容を解説します。

①障害年金とは

日本の公的年金のひとつで、公的年金制度に加入している方の全員が対象です。

※日本に住む20歳以上60歳未満の人は、公的年金制度に必ず加入することになります。

公的年金には、「老齢年金」「遺族年金」「障害年金」があり、さらに、障害年金には、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があります。

年金制度は、「自分が働けなくなったり、家族が亡くなって収入がなくなったりした場合の生活保障」という位置づけです。

本校卒業生の多くは、「障害基礎年金」を受給しています。

「老齢年金」・・・高齡(65歳以上)になり、働けなくなったとき

「遺族年金」・・・一家の働き手が亡くなったとき

「障害年金」・・・病気やケガで障害が残り、働けなくなったとき、

または仕事が制限されるとき

〇月×日



年金というと老後の生活のために受け取るものだと思いますが、実は3つの目的(老齢、遺族、障害)のために公的年金制度に加入しているのです。

②障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」の2つがある

年金制度は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する「国民年金（基礎年金ともいいます）」と、会社員や公務員の人加入する「厚生年金」の2階建て構造になっています。つまり、会社員や公務員の人は、働けなくなったときのために2つの年金制度に加入していることになります。障害基礎年金は1級と2級があり、年金の額は定額です。一方、障害厚生年金は1級・2級・3級があり、加入期間や支払った保険料により異なります。

2階	厚生年金
対象者：会社員や公務員など	
1階	
国民年金（基礎年金）	
対象者：自営業、無職、会社員、公務員、会社員などの配偶者など	

障害年金は、初診日に加入していた年金制度が国民年金であれば「障害基礎年金」を請求します。本校の卒業生は、初診日は学齢期になるので、「障害基礎年金」を請求することになります。



障害年金は20歳になってから請求することができ、その障害の程度が障害年金で定められている基準に該当する期間はずっと受給することができます。原則としては、65歳の誕生日の前日まで請求する必要があります。

ここまで、年金の大枠について説明してきました。私たちは、20歳になると国民年金を支払います。その年金が基礎年金として支払われ、また、自分が働けなくなった時に受け取ることになるのです。ここまでの説明をまとめると下のようになります。

まとめ

1. 障害年金は20歳以上で病気やケガで働けない状態であればもらうことができる。
2. 障害の状態が続く限り障害年金をもらうことができるが、原則65歳までに請求する。
3. 初診日が国民年金なら障害基礎年金、初診日が厚生年金なら障害厚生年金。
4. 障害基礎年金と障害厚生年金では、年金額が異なる。

③障害年金を受給するための3つの要件

障害年金を受給するためには、3つの要件を満たす必要があります。

1. 初診日に国民年金か厚生年金の被保険者であること（例外あり） 【加入要件】
2. 保険料納付要件は、初診日の前日時点でみること 【保険料納付要件】
3. 障害年金がもらえる障害の程度かどうかは、基準で定められている 【障害程度要件】

【加入要件】

原則として、障害の原因となった病気やケガの初診日が、年金制度の被保険者期間であることが必要です。ただし、**20歳前に初診日がある場合は**（厚生年金の被保険者でないとき）は、被保険者でなくても例外として**要件を満たします**。



「初診日」とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師等の診療を受けた日です。診断を受けた病院を初めて受診した日ではありませんので、注意が必要です。

【保険料納付要件】

年金保険料を一定期間納付していることが必要です。保険料の納付要件は、初診日の前日においてどの程度納付できているかで判断します。

納付要件についても、**20歳前に初診日がある場合は**、納付要件を満たしたことになります。

【障害程度要件】

障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日）において、障害年金の基準に定める程度の障害の状態にあることが条件となります。障害年金の基準とは、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」のことで、障害の部位や病気ごとに、障害等級の1～3級及び障害手当金に該当する具体的な程度が書かれており、この基準をもとに判断します。おおまかに、1級と2級は日常生活の支障や制限、3級は労働の支障や制限をもとに区分されています。

障害年金の等級と、現在持っている愛護手帳や精神障害者保険福祉手帳等との等級には関連がありません。申請書類の中に、状態を記入し、判断することになります。



④障害年金で受給できる金額

障害年金で受給できる年金額は、障害基礎年金か障害厚生年金かによって異なり、また等級によっても変わります。障害基礎年金は定額になり、2級は777,800円（令和4年度）、1級は972,250円（令和4年度）です。



⑤障害年金を請求できる時期

障害年金は請求できる時期が法律で決まっています。初診日から1年6か月経過した日もしくは、申請した日（現在）のどちらかになります。また、障害認定日から1年以上経って申請することを一般的に遡及（そきゅう）すると言い、「遡及請求」と言われることが多いです。



障害年金は、受給するための要件を満たさなければ受給できないので、申請手続きも煩雑だと思われがちです。
次の機会には、申請書類についても紹介していきたいと思います。
年金について知りたいことなどありましたら、進路指導部までお寄せください。